

第二十二号議案

江戸川区立コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

江戸川区立コミュニティ会館条例（昭和五十九年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「認める」の下に「業務に関する」を加える。

第十条第一号中「規定」を「規程」に改め、同条第二号中「反する行為があつた」を「反し、又は利用の条件に違反した」に改める。

第十四条の見出しを「（特別の設備等の使用）」に改め、同条中「をし、」の下に「若しくは」を加え、「若しくは施設備付器具を用途目的以外に使用し、」を削り、「施設備付器具以外の器具」を「付帯設備以外のもの」に、「してはならない」を「しようとするときは、区長の承認を受けなければならない」に改め、ただし書を削る。

別表江戸川区立上一色コミュニティセンターの項中「六二〇円」を「六三〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表江戸川区立南葛西会館の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表江戸川区立清新町コミュニティ会館の項中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表江戸川区立西小岩コミュニティ会館の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表江戸川区立平井コミュニティ

円」を「七三〇円」に改め、同表北小岩コミュニティ会館の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改め、同表東葛西コミュニティ会館の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改め、同表江戸川コミュニティ会館の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表松江区民プラザの項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改め、同表中平井コミュニティ会館の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改め、同表長島桑川コミュニティ会館の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改め、同表船堀コミュニティ会館の項中「六二〇円」を「六三〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。